

令和元年 9 月 1 7 日

建設発生土受入契約者 各位

公益財団法人  
大阪府都市整備推進センター  
阪南事業所長

消費税率引上げに伴う建設発生土搬入料金等の改定  
及び料金振込みの取扱い等について (お知らせ)

(1) 搬入料金等について

① 建設発生土の搬入料金は、10月1日の計量分から10%の消費税率が適用されます。

※ 新料金 …税込@1,100/トン

② 管理票の価格は、10月1日の販売分から10%の消費税率が適用されます。

※ 新料金 …税込@210 (10枚一組)

(2) 9月末現在の残トン数及び料金残高について

① 現行料金 (税率8%) により前納された搬入料金の残高で10月1日以降に搬入可能となる土量 (残トン数) は、次の方法により換算いたします。

$$\text{換算後の残トン数} = \frac{\text{9月30日現在の料金残高 (残トン数} \times \text{8\%税込単価)}}{\text{引上後の税込単価 (10\%適用)}}$$

② 新料金により換算した契約ごとの残トン数・料金残高等については、9月末現在の搬入実績に基づいて計算の上、書面 (郵送) によりお知らせいたします。

(3) 振込依頼書について

① 現行料金 (税率8%) による振込依頼書 (受付番号が3桁のもの) は、10月1日から使用できません。

② 新料金 (税率10%) の振込みは、換算後の残トン数・料金残高等のお知らせ (前記 (2)

②の書面) と同封する新料金による振込依頼書 (受付番号が4桁のもの【注】) に必ず差替えてご使用願います。

【注】 10月第1週中の到着を予定していますが、10月に入って早々の振込みを予定されている場合は、当事業所までご連絡ください。

(4) 下請会社等への情報提供について

下請会社等を介して建設発生土を搬入される場合は、当「お知らせ」及び新料金による換算後の残トン数・料金残高等に関するお知らせ (前記 (2) ②) を回付される等、消費税率の引上げに伴う取扱いに関し下請会社等へ周知されますようお願いいたします。

お問い合わせ先  
阪南事業所 日野・薄田  
☎072-431-1793